

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【公開番号】特開2012-101597(P2012-101597A)

【公開日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【年通号数】公開・登録公報2012-021

【出願番号】特願2010-249904(P2010-249904)

【国際特許分類】

B 6 1 F 1/12 (2006.01)

B 6 1 D 17/10 (2006.01)

B 6 1 D 17/00 (2006.01)

B 6 1 D 17/18 (2006.01)

【F I】

B 6 1 F 1/12

B 6 1 D 17/10

B 6 1 D 17/00 A

B 6 1 D 17/18

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月10日(2013.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両長手方向に延びる一対の側梁と、前記各側梁間に配置され、車両幅方向に延びる、横梁とを有する台枠と、前記台枠の上面に設けられる構造床と、前記横梁の車両幅方向中央部に吊り下げられた床下機器とを備える鉄道車両の台枠構造であって、

前記構造床の上方に設けられ、客室の下面を構成する客室床と、

前記構造床と前記客室床との間に、前記客室床を支持し、車両長手方向に延在する床受部材と、をさらに備え、

前記床受部材のうち、車両幅方向の略中央部に設けられた床受部材が、前記床下機器の荷重の少なくとも一部を負担するように前記構造床に取り付けられ、

前記横梁において、車両幅方向の略中央部に設けられた床受部材の略直下に対応しない範囲に、車両長手方向に延在する配管孔をさらに備えていることを特徴とする、鉄道車両の台枠構造。

【請求項2】

前記床受部材のうち、車両幅方向の略中央部に設けられた床受部材は、少なくとも4本の前記横梁間に亘って、前記構造床に対して固定されている、請求項1記載の鉄道車両の台枠構造。

【請求項3】

前記構造床の下方であって、構造床用の空気層を介して配置される、第1断熱材をさらに備える、請求項1記載の鉄道車両の台枠構造。

【請求項4】

前記第1断熱材の下面に設けられる第1金属板をさらに備え、

前記構造床側から下方に向かって順に、前記構造床、前記構造床用の空気層、前記第1断熱材、前記第1金属板が配置される、請求項3記載の鉄道車両の台枠構造。

【請求項 5】

前記第1断熱材の上面に設けられる第2金属板をさらに備え、

前記構造床側から下方に向かって順に、前記構造床、前記構造床用の空気層、前記第2金属板、前記第1断熱材、前記第1金属板が配置される、請求項4記載の鉄道車両の台枠構造。

【請求項 6】

前記横梁の少なくとも側方の一部は、第2断熱材で覆われている、請求項3記載の鉄道車両の台枠構造。

【請求項 7】

前記横梁の少なくとも側方の一部は、横梁用の空気層を介して第2断熱材で覆われている、請求項3記載の鉄道車両の台枠構造。

【請求項 8】

前記第2断熱材は、金属板で覆われている、請求項6記載の鉄道車両の台枠構造。